

犯罪被害にあわれた方・ご遺族の皆様へ

羽曳野市犯罪被害者等見舞金制度のご案内

この制度は、殺人や傷害などの犯罪等により死亡された方のご遺族、また、重傷病を負われた方に対し、被害後に直面する経済的な負担の軽減を目的としています。

◆◆◆ 見舞金の種類・見舞金額・対象となる方 ◆◆◆

●遺族見舞金 30万円

犯罪等により死亡された市民の第1順位遺族（①～⑪のうち、最も数字の小さい方）

- 1 ①配偶者
- 2 被害者の収入により生計を維持していた被害者の②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
- 3 2に該当しない被害者の⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹

※第1順位遺族が当該見舞金の申請を行わない場合、第2順位以降の遺族は申請できません。

※既に重傷病見舞金を受給された場合は20万円となります。

●重傷病見舞金 10万円

犯罪等により次のいずれかの重傷病を負った市民

- 1 医師の診断により、療養期間が1か月以上かつ3日以上入院を要する負傷または疾病にかかる身体の被害を受けた方
- 2 医師の診断により、療養期間が1か月以上かつ3日以上労務に服することが出来ない程度である精神疾患の方

※過失による犯罪等の被害の場合はいずれも療養期間が3か月以上であり、当該被害に対して公的な給付等（労働者災害補償保険、自賠責保険・共済などによる給付等）を受けることが出来ない場合に限りです。

◆◆◆ 対象となる犯罪 ◆◆◆

日本国内または国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する罪に当たる行為（正当行為および正当防衛の場合を除く。）

※令和6年4月1日以降に発生した犯罪等の被害に限ります。

◆◆◆ 給付のための要件 ◆◆◆

- 犯罪被害の原因となった犯罪等が行われた時、羽曳野市内に住所を有する犯罪被害者であること
 - 犯罪行為による被害にあった事実が警察への申告などで客観的に確認できること
 - 当該犯罪等による被害を知った日から2年以内であること（発生した日から7年経過した時は申請できません）
- ※その他、申請に必要な条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

◆◆◆ 給付されない場合 ◆◆◆

- 犯罪被害者または第1順位遺族と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係等を含む）がある場合
- 犯罪被害者または第1順位遺族が犯罪等を誘発した場合
- 犯罪被害者または第1順位遺族が暴力団等と密接な関係がある場合
- 見舞金を給付することが社会通念上適切でないと思われる場合

◆お問い合わせ・申請窓口◆

羽曳野市 市民人権部 人権推進課

〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号

電話 072-958-1111（内線 1053・1054）